

平成28年度
労働行政のポイント



奈良労働局

平成28年度の奈良労働局における最重点施策

1 「全員参加の社会」の実現加速

- 女性の活躍推進■
- 若者の活躍推進■
- 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備■
- 障害者等の活躍推進■

2 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

- 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現■
- 働き方改革の実現■
- 人材力強化・人材確保対策の推進■
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり■

3 地方自治体との連携

- 地方自治体との連携による就職支援■

奈良労働局における重点施策

4 雇用環境・均等担当部署の重点施策

- 女性の活躍推進と両立支援対策等の推進■
- 個別労働関係紛争の解決の促進

5 労働基準担当部署の重点施策

- 安心して働ける環境作りの推進■

6 職業安定担当部署の重点施策

7 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

- 労働保険制度の健全な運営を進めます■

○奈良労働局ホームページ

奈良労働局では、重要施策、法制度の改正等の動向及び主要な統計資料に関する最新の情報を発信しています。

ホームページアドレスは

<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

○メールマガジンの登録をお願いします！

法律改正、助成金等の制度改革、労務管理情報など企業の皆様のお役に立てる最新情報を「厚労省人事労務マガジン」として、月に数回程度配信しています。

ご登録は <http://merumaga.mhlw.go.jp/> から、どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください。

1 「全員参加の社会」の実現加速

■女性の活躍推進■

奈良県の女性（15～64歳）の有業率は56.8%となっており、全国で最も低い水準となっています。（平成24年就業構造基本調査）

年齢階級別にみると、35～39歳代の子育て世代を中心に有業率が落ち込んでいます。

このため、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現するとともに、出産や育児等により退職した女性に対する再就職支援の充実が必要となっています。

対 策	<p>① 平成28年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表、従業員への周知及び情報公表、併せて認定取得への取組も含め、法に沿った対応が行われるよう、企業に対して周知徹底します。</p> <p>② 妊娠・出産、育児休業の取得等を理由とする解雇その他の不利益取扱い（マタハラ）について、労使に対して関係法令の周知を図り、事案には迅速丁寧に対応するとともに、企業に対して、積極的な報告徵収・是正指導を行います。</p> <p>③ 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の強化</p> <p>ハローワーク「マザーズコーナー」では、キッズコーナーを設け、安全サポートスタッフを配置するなど、子供連れで来所しやすい環境整備を行い、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを作成し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人の確保等の就職支援を行います。</p>
--------	--



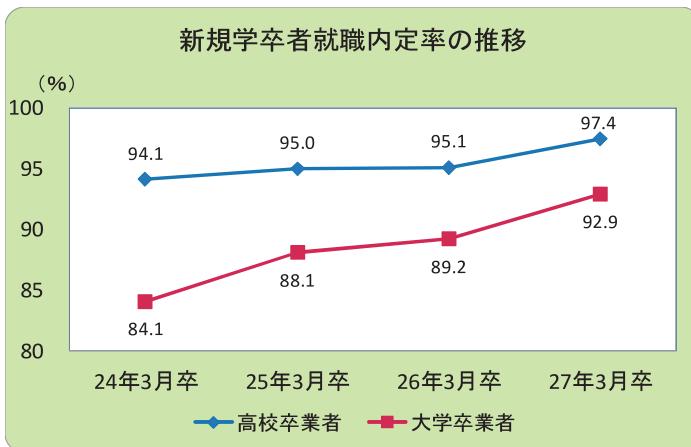
「女性活躍推進法認定マーク エルボシ」



マザーズコーナー

■若者の活躍推進■

奈良県内で、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。



「ユースエール認定企業」
の認定マーク

① 若者の適職選択の支援

「若者雇用促進法」に基づき、新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供および一定の労働関係法令違反に係る求人者のハローワークにおける求人不受理、また若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）を円滑に実施していきます。

② 新卒者等の正社員就職の実現

新卒者等に対する就職支援の強化に加え、未内定学生に対する集中的な就職支援、既卒者や中退者への正社員就職の支援を行います。

③ フリーター等の正規雇用化の促進

ハローワーク「わかもの支援コーナー」において、フリーター等に対する担当者制による就職支援を行います。

■生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備■

すべての県内対象企業において、高年齢者雇用確保措置が講じられるよう取組の強化を行うとともに、高年齢者の再就職の支援、多様な雇用・就業機会の確保を図り、高年齢者の就業を促進します。

高年齢者雇用確保措置導入企業割合の推移

31人以上規模企業 (各年6月1日現在)



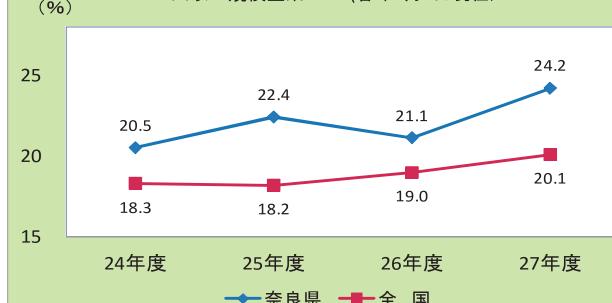
希望者全員が65歳以上まで働く企業の推移

31人以上規模企業 (各年6月1日現在)



希望者全員が70歳以上まで働く企業の推移

31人以上規模企業 (各年6月1日現在)



① 企業における高年齢者の雇用促進

高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して助言・指導の徹底等を行います。

② 高年齢者の再就職の支援

生涯現役支援窓口を設置し、65歳以上の高年齢求職者への再就職支援を強化します。

③ 地域における多様な雇用・就業機会の確保

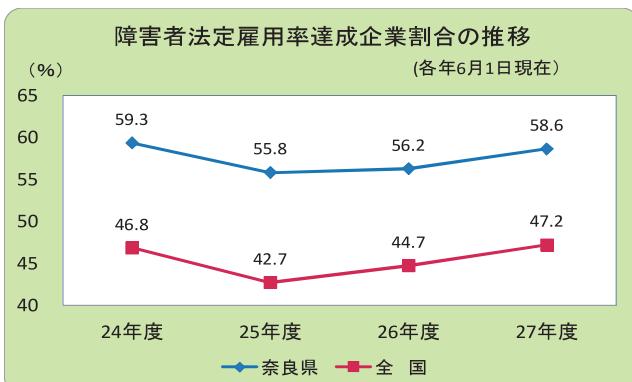
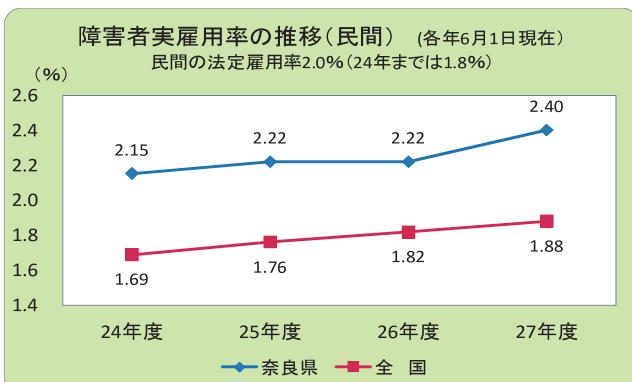
生涯現役促進地域連携事業において、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く行います。

④ シルバー人材センターの機能強化

人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での高年齢者の就業促進を行います。

■障害者等の活躍推進■

障害のある方の、就職から職場定着までの一貫した支援に取り組み、安心して働き続けることができるよう、総合的な支援を行います。

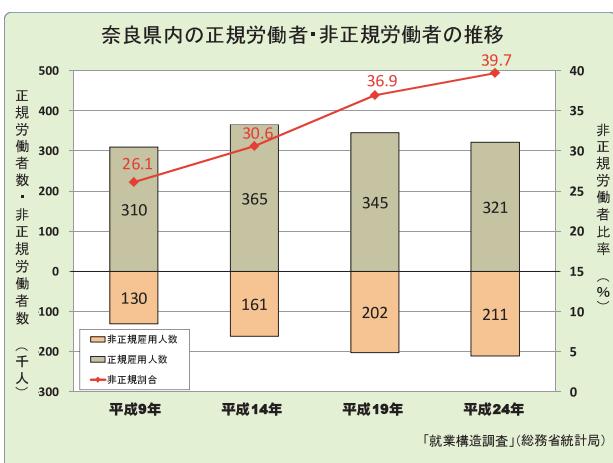


対 策	① 自治体との連携による障害者の就職支援 奈良県との連携による「障害者はたらく応援団なら」の取組により障害者の就職支援を行います。
	② ハローワークにおける支援の充実・強化 引き続き障害者の雇用促進を図るため、関係機関との連携による就職から職場定着までの一貫した支援を行います。
	③ 多様な障害特性に応じた就労支援の推進 精神障害者、発達障害者、難病患者に対して、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。
	④ がん等による長期療養が必要な求職者に対する就労支援 ハローワークががん診療連携拠点病院との連携の下、がん等の疾病による長期療養が必要な者に対する就労支援や事業主の理解を促進するための取組を行います。

2 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

■非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現■

非正規雇用労働者の「正社員として働きたい。」という希望を実現するなど、その能力を十分に発揮できるよう正社員転換・待遇改善を促進します。



対 策	「日本再興戦略」(改訂 2015—未来への投資・生産性革命) 及び一億総活躍国民会議において、非正規雇用労働者の正社員転換を加速させ、待遇改善とともに取り組むこととされました。このため労働局に設置した、「奈良県正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した平成32年度までの5か年における実現プランに基づき推進していきます。

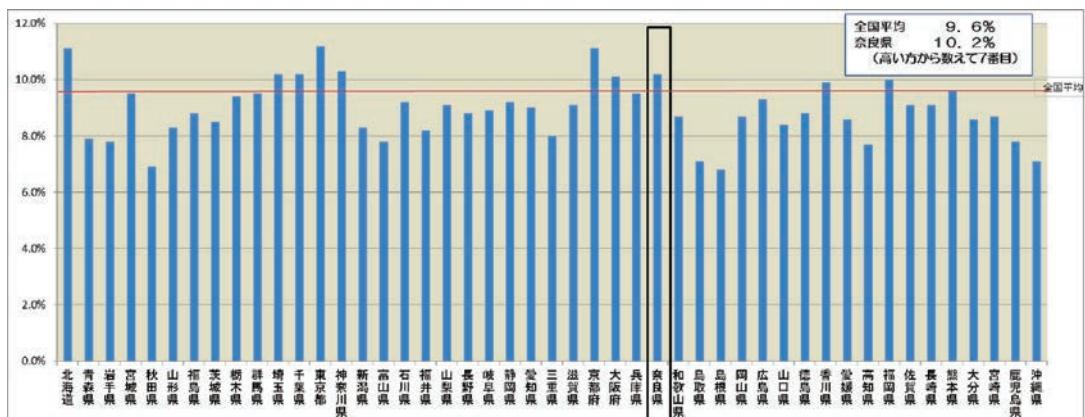
■働き方改革の実現■

政府目標として掲げられた、2020年までに、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%」と「年次有給休暇取得率70%」の達成に向け、「働き方改革の実現」に向けた県内の気運の醸成を促進いたします。

対
策

- ① 奈良労働局働き方改革推進本部が中心となり、長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進・夏の生活スタイルの変革など、「働き方改革」に向けた取組を呼びかけていきます。
- ② 奈良県と共同で「奈良県働き方改革推進協議会」の運営を行い、県内の労使団体とともに、働き方改革実現に向けた各種取組に関する意見交換や協議を行います。

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合（平成24年総務省「就業構造基本調査」より作成）



■人材力強化・人材確保対策の推進■

奈良県における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練について総合的な計画を策定します。

また、職業訓練受講者について、訓練受講中から訓練機関と連携した就職支援を実施します。

対
策

- ① 地域のニーズに即した公的職業訓練制度の総合的な展開
「平成28年度奈良県地域訓練実施計画」に基づき、県内において、奈良県が実施する公共職業訓練や国が実施する求職者支援訓練等について、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部を始めとする訓練機関等と連携して、地域における総合的かつ効果的な職業訓練を行います。
- ② ジョブ・カードの活用促進
個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職を促進するため、「新ジョブ・カード制度奈良県地域推進計画」に基づき、企業、職業訓練機関、大学、職業紹介事業者などに対して、ジョブ・カードの活用・普及に向けた取組を推進していきます。

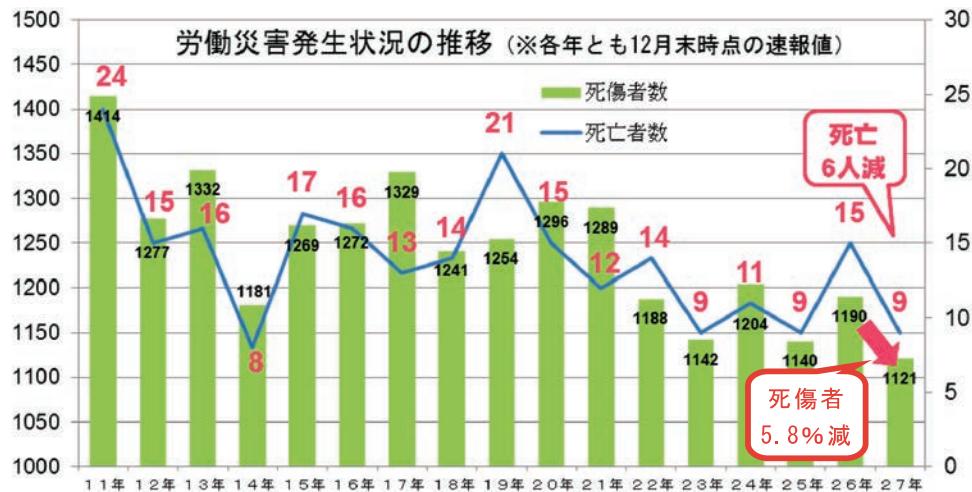
■労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり■

平成27年の県内の労働災害は、死傷者、死亡者ともに大きく減少し、死傷者数は過去最少になりました。

しかしながら、「奈良労働局第12次労働災害防止計画（12次防）」の目標値には及ばず、一部の業種で労働災害が増加しています。

このため、12次防の最終年である平成29年を見越し、より強力に労働災害防止対策を推進します。

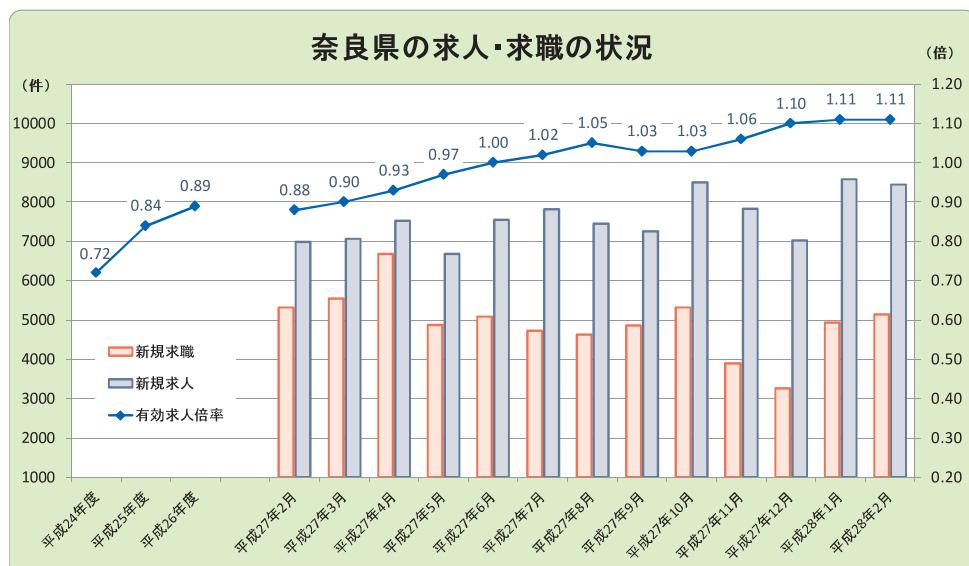
対 策	① 業種横断的取組
	転倒、交通事故といった全業種に共通する労働災害に対し、業種横断的な施策を実施することで、事業者、労働者双方の意識啓発を図ります。
	② 重点業種別対策
	製造業、建設業、陸上貨物運送事業、第三次産業といった各業種に対し、業種の特性に応じた労働災害防止のための施策を実施します。
	③ 労働衛生対策
	化学物質による健康障害防止、職場におけるメンタルヘルス対策、石綿や職業性疾病等の予防対策を実施します。



3 地方自治体との連携

■地方自治体との連携による就職支援■

雇用対策をはじめとする労働政策の地域における課題に対し、効果的に実施していくために、奈良県をはじめ雇用対策協定を締結した地方自治体との連携を一層推進していきます。さらに、ハローワークと地方自治体がそれぞれの強みを生かし、一体となって地域住民に対する就職支援を行います。



対策	① 奈良県との一体的実施 奈良県と奈良労働局で締結した、「奈良県雇用対策協定」に基づき、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保を図るため、相互の連携を強化します。
	② 奈良市との一体的実施 奈良市と奈良労働局で締結した、「奈良市と奈良労働局が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」を始め、各ハローワークが管内自治体と締結した協定に基づき、生活保護受給者の就労による自立を促進するため、相互の緊密な連携のもと、効果的な事業を行います。
	③ 王寺町との一体的実施 王寺町と奈良労働局で締結した、「王寺町と奈良労働局の一体的実施」の協定に基づき、子育て女性等、若者の就業支援を一体的に行います。
	④ 天理市との一体的実施 天理市と奈良労働局で締結した、「天理市と奈良労働局の一体的実施」の協定に基づき、子育て女性等、若者の就業支援、生活困窮者の就業支援を一体的に行います。

4 雇用環境・均等担当部署の重点施策

■女性の活躍推進と両立支援対策等の推進■

重 点 施 策	① 性別を理由とする差別的取扱い等について、男女雇用機会均等法に基づき企業に対し必要な行政指導を行います。 また、女性の活躍推進のために、具体的な取組について、必要な助言及びポジティブ・アクション情報ポータルサイト等の情報提供を行い、企業を支援します。
	② 育児・介護休業を取得しやすい職場環境の推進のために、育児・介護休業法の周知徹底を図り、企業に対し必要な行政指導を行います。 また、介護休業を取得しやすくする育児・介護休業法の改正案が国会に提出されており、成立した場合には、改正内容の周知に努め、企業に対する早期の対応を促します。
	さらに、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得の取組の促進に向けて、認定基準及びマーク「くるみん」「プラチナくるみん」について引き続き周知し、認知度の向上を図ります。
	③ パートタイム労働法に基づく適切な指導を行い、均衡・均等待遇の推進に取り組みます。 ④ マタハラ・セクハラ・パワハラ等総合的ハラスメント対策を実施します。



「プラチナくるみん」
次世代法に基づく認定マーク

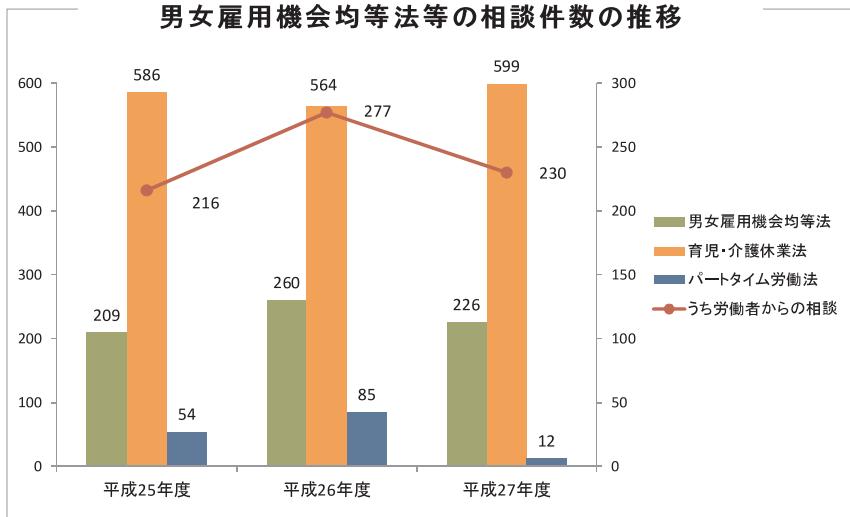


「くるみん」



愛称：トモニン

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク

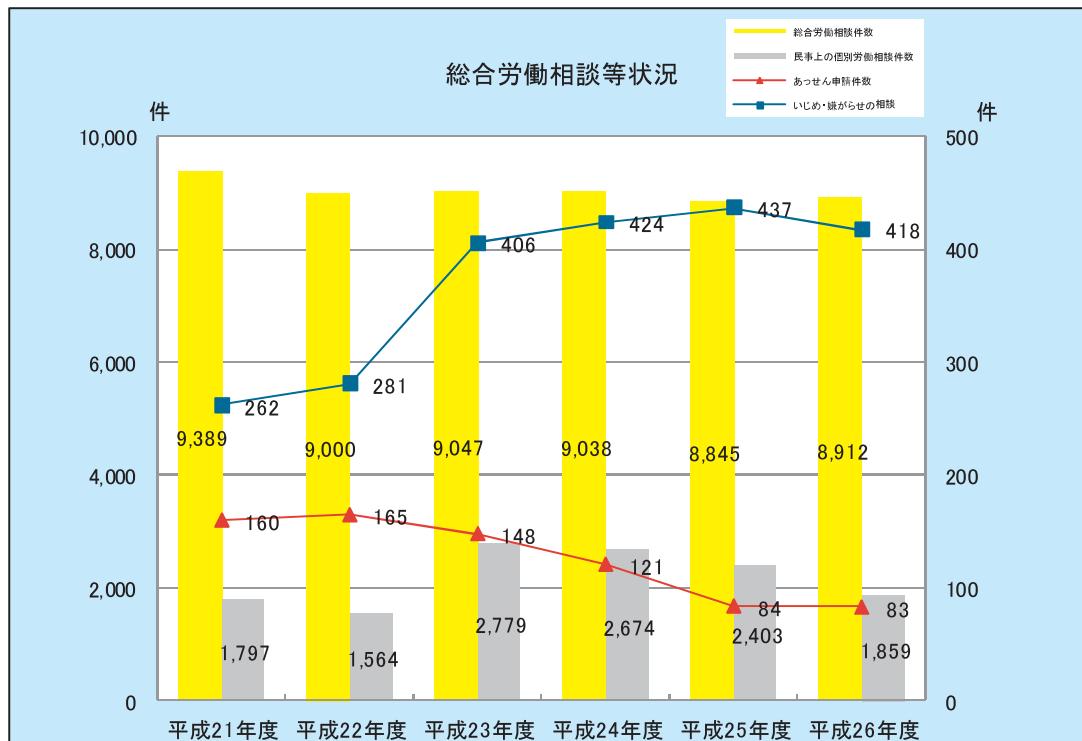


■個別労働関係紛争の解決の促進■

奈良労働局に寄せられている労働相談の状況につきましては、下表の状況となっております。労働相談は依然として、高水準で推移していることから、下記の対策を講じていくこととします。

対 策	① 総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップの相談窓口としてあらゆる労働相談に対応します。
	② 奈良労働局のホームページ等を通じて、個別労働紛争関係解決制度の内容や総合労働相談コーナーの周知を行います。
	③ 個別労働関係紛争の解決手段である労働局長の「助言・指導」及び「あっせん」について、紛争事案の実情に即して、迅速・適正な解決に努めます。
	④ 労働相談・個別労働関係紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関・団体との連携強化を図ります。

重
点
施
策



5 労働基準担当部署の重点施策

■安心して働く環境作りの推進■

誰もが安心して働くよう、適正な労働条件の実現を目指します。

対策	① 労働条件の確保・改善対策
	・過重労働が疑われる事業場に対する監督指導を徹底し、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止を目指します。
	・自動車運転者・障害者・技能実習生等の労働条件確保のため、関係各機関と連携して対応します。
	② 最低賃金制度の適切な運営
	・最低賃金額の周知と遵守のための指導に取り組みます。
	・最低賃金引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者への支援に取り組みます。
	③ 適正な労働条件整備
	・学生アルバイトの労働条件確保に向け、学生及び事業主に対する労働基準関係法令等の周知に取り組みます。
	・労働契約法の「無期転換ルール」と特例制度の周知に取り組みます。
	④ 労災補償対策の推進
	・労災保険給付の迅速・適正な処理と、相談者等に対する丁寧な対応に取り組みます。

重
点
施
策

○過重労働解消キャンペーン中の重点監督結果（平成27年11月実施）

(1) 監督実施現場	61事業場
(2) 違反の状況	38事業場（全体の62.3%）
(3) 主な違反	○労働時間に関する法違反・・・27事業場 ○賃金不払残業に関する法違反・・・7事業場



「アラバイトの労働条件を確かめよう！」キャラクター たしかめだん

○奈良県最低賃金一覧表

最 低 賃 金 の 種 別	日額	時間額	改正発効年月日
奈良県（地域別）最低賃金	—	740円	H27.10.7
特 定（産業別）最 低 賃 金			
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	—	833円	H27.12.26
電機関係製造業 電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	—	827円	H27.12.26
自動車小売業	—	830円	H27.12.26
木材・木製品、家具・装備品製造業（製材熟練等）	6,527円	816円	H元.1.25

○各種労災補償状況

区分	年度（平成）	22	23	24	25	26
		新規受給者数	5,290	5,516	5,410	5,138
脳・心臓疾患	請求件数	5	12	6	7	11
	支給決定件数	3	5	4	4	1
精神障害	請求件数	12	8	11	12	14
	内自殺	5	2	1	0	1
	支給決定件数	4	5	1	6	1
	内自殺	1	2	0	0	0
石綿関連疾患 (石綿肺は除く。)	労災保険法	請求件数	12	17	15	5
		支給決定件数	14	13	10	9
	石綿救済法	請求件数	1	2	1	1
		支給決定件数	0	0	0	1

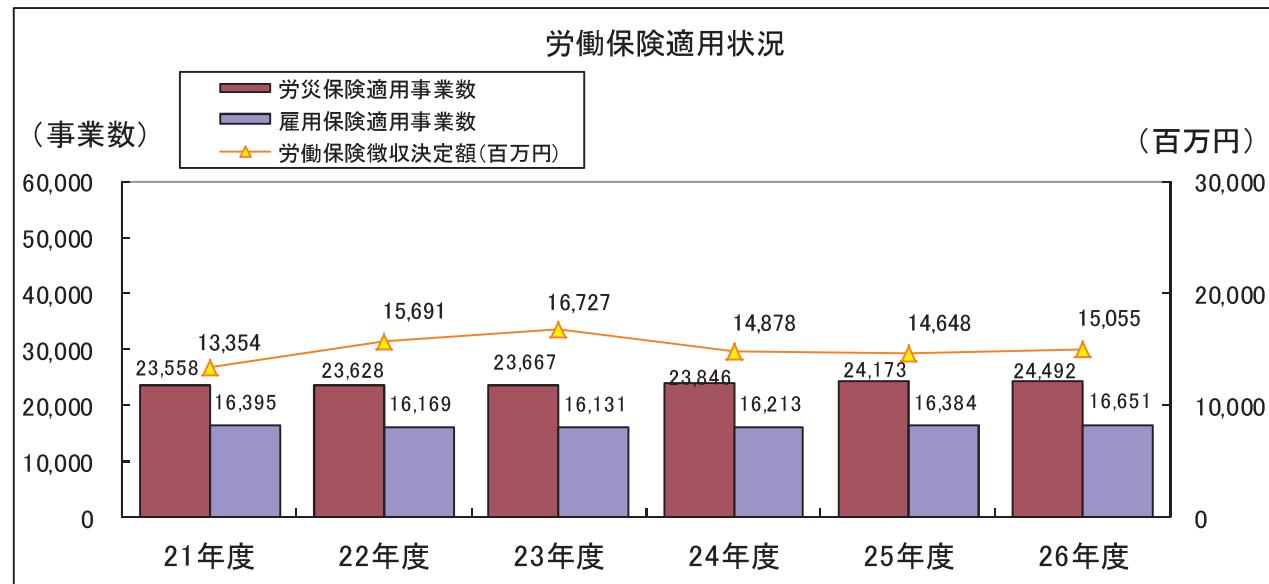
6 職業安定担当部署の重点施策

対策	① 重層的なセーフティネットの構築
	生活困窮者に対する就労支援について、常設窓口を中心に地方自治体と一体となった就労支援を図り、生活保護受給者等の就労による自立を推進します。また、ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して、刑務所出所者等に対する就労支援を行います。
対策	② 人手不足分野などにおける人材確保
	ハローワーク「福祉人材コーナー」を中心に、介護・医療・保育分野への就職及び求人充足を支援します。

7 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

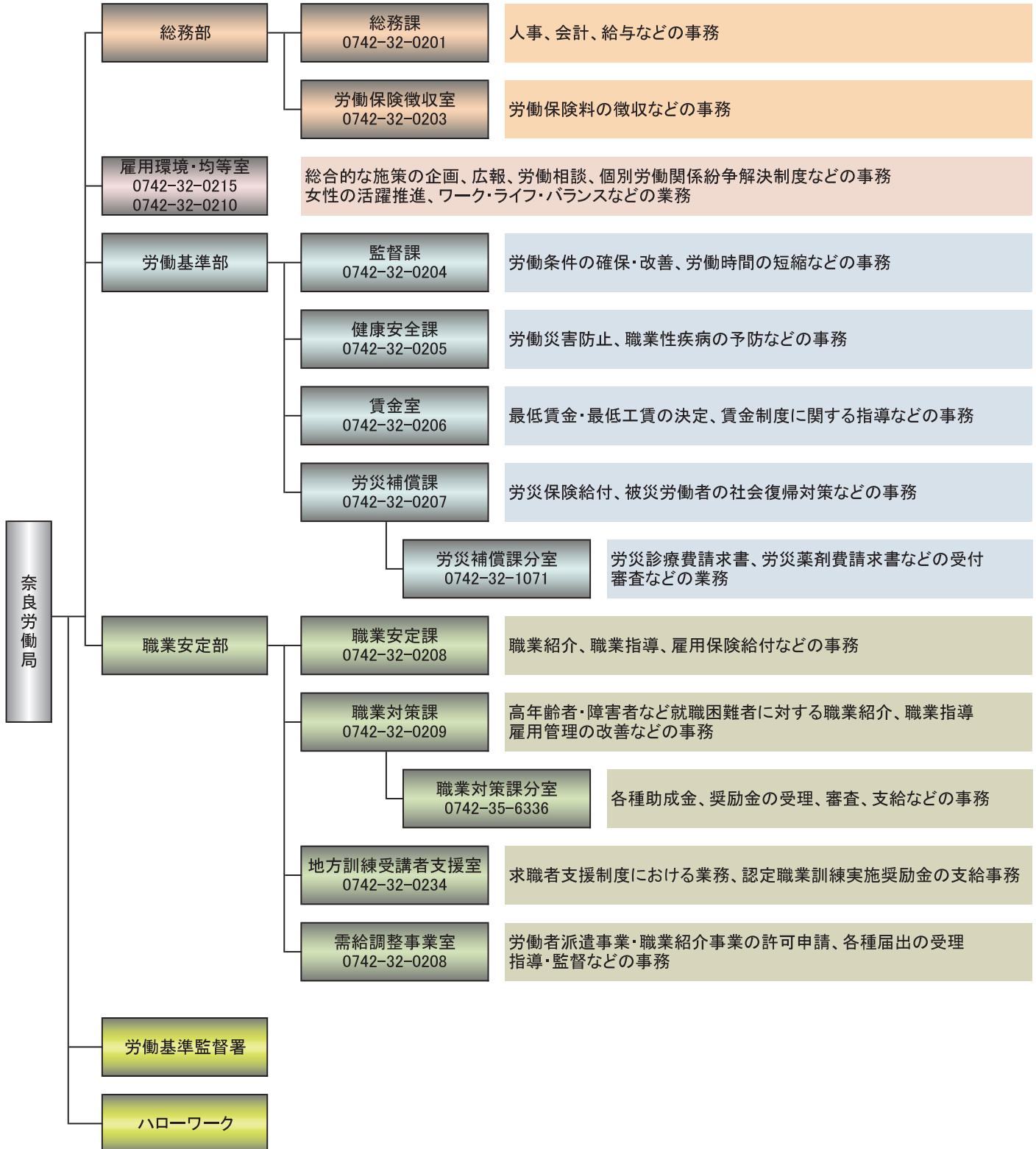
■労働保険制度の健全な運営を進めます■

対策	① 労働保険料の適正徴収
	労働保険料の適正な徴収のため、円滑な年度更新、効果的な労働保険料算定基礎調査、実効ある滞納整理に努めます。
② 未手続事業の適用促進	未手続事業の一掃のため、広報活動や個別指導により労働保険制度の周知、未手続事業の把握・手続指導に努めます。



奈良労働局について

〒630-8570
奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎



労働基準監督署・公共職業安定所一覧

労働基準監督署

労働基準監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
奈良労働基準監督署	〒630-8301 奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435 FAX 23-2133	奈良市・大和郡山市・天理市 生駒市・生駒郡・山辺郡
葛城労働基準監督署	〒635-0095 大和高田市大中393	0745-52-5891 FAX 52-5893	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡 高市郡
桜井労働基準監督署	〒633-0062 桜井市粟殿1012	0744-42-6901 FAX 42-6902	桜井市・宇陀市・磯城郡 宇陀郡 吉野郡のうち東吉野村
大淀労働基準監督署	〒638-0821 吉野郡大淀町下渕364-1	0747-52-0261 FAX 52-0263	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）

公共職業安定所

公共職業安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
奈良公共職業安定所	〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎1F	0742-36-1601 FAX 36-1608	奈良市・天理市・生駒市 山辺郡
奈良公共職業安定所分庁舎（求人企画部門）	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル1F	0742-32-1811 FAX 36-8609	奈良市・天理市・生駒市 山辺郡
大和高田公共職業安定所	〒635-8585 大和高田市池田574-6	0745-52-5801 FAX 53-4181	大和高田市・橿原市・御所市 香芝市・葛城市・北葛城郡 高市郡
桜井公共職業安定所	〒633-0007 桜井市外山285-4-5	0744-45-0112 FAX 45-3990	桜井市・宇陀市・磯城郡 宇陀郡 吉野郡のうち東吉野村
下市公共職業安定所	〒638-0041 吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867 FAX 52-0406	五條市 吉野郡（東吉野村を除く）
大和郡山公共職業安定所	〒639-1161 大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355 FAX 55-0670	大和郡山市・生駒郡

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナー名	所在地	電話番号
奈良労働局 総合労働相談コーナー	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2F 奈良労働局内	0742-32-0202 FAX 32-0214
奈良総合労働相談コーナー	〒630-8301 奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎 奈良労働基準監督署内	0742-23-0435 FAX 23-2133
葛城総合労働相談コーナー	〒635-0095 大和高田市大中393 葛城労働基準監督署内	0745-52-5891 FAX 52-5893
桜井総合労働相談コーナー	〒633-0062 桜井市粟殿1012 桜井労働基準監督署内	0744-42-6901 FAX 42-6902
大淀総合労働相談コーナー	〒638-0821 吉野郡大淀町下渕364-1 大淀労働基準監督署内	0747-52-0261 FAX 52-0263